

## 福井県ボランティア応援企業(団体)認証制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「福井県県民社会貢献活動支援条例第六条」に基づき、ボランティア活動に積極的な企業(団体)を「ボランティア応援企業(団体)」として認証し、社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業(団体)による自主的なボランティア支援活動の拡大促進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、企業(団体)とは、県内に本社又は事業所があり、常時雇用する労働者を有して事業活動を行う企業、団体をいう(国及び地方公共団体を除く)。

### (認証要件)

第3条 次のいずれかの要件を満たしているものとする。

- (1) 企業(団体)としてボランティア活動をしていること。
- (2) ボランティア活動への支援を行っていること。
- (3) その他、ボランティア活動促進に資する活動を行っていること。

### (認証委員会)

第4条 この要綱に基づく認証基準の策定、認証申請の審査、その他認証に関し特に必要と認める事項について調査・審議するため、「福井県ボランティア応援企業(団体)認証委員会」(以下、「委員会」という)を設置する。

- 2 委員会の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (認証の申請)

第5条 認証を受けようとする者(以下、「申請者」)は、認証申請書(様式第1号)を委員会に提出するものとする。

### (認証の決定)

第6条 第5条の規定による認証の申請について、審査の結果認証基準に適合すると認められた場合、委員会は認証を決定し、申請者に認定証を交付するとともに、認証した企業名等について広く周知を図るものとする。

- 2 認証を受けた企業(団体)には、福井県ボランティア応援企業(団体)ロゴマークの使用を認める。

(認証の有効期間)

第7条 認証の有効期間は、認証した年の年度末までとする。但し、次条による実績報告(兼)更新申請書の内容が適当であると認められる場合には、認証期間を翌年度末まで更新するものとする。

(実績報告(兼)更新申請書の提出)

第8条 認証を受けた企業(団体)は、認証有効期間満了の日の1ヶ月前までに、実績報告(兼)更新申請書(様式第2号)を委員会に提出するものとする。

(更新料)

第9条 前条の実績報告書の提出により、認証期間の更新が認められた企業(団体)は、更新料として別に定める金額を納付するものとする。

(認証の取り消し)

第10条 委員会は、次のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

- (1) 第3条の要件を満たしていないと認められるとき。
- (2) 辞退届出書が提出されたとき。
- (3) その他、委員会が認証企業(団体)として適当でないと認めるとき。

(表彰)

第11条 委員会は、認証を受けた企業(団体)のうち現在もなお活動中のもので、功績が顕著であって、その活動が他の模範となると認められるものを表彰することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。